改正後		改正前	
一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産		一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	
1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両		1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	
所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
［(　1)～(　19)　略］		［(　1)～(　19)　同左］	
［削る］		(　20)　新京成電鉄株式会社	同
(　20)～(　43)　［略］		(　21)～(　44)　［同左］	
(　44)　伊豆急行株式会社	同	(　45)　伊豆急行株式会社（伊豆急行線、伊東線のうち静岡県内の区間のみを走行するものに限る。）	同
(　45)～(　57)　［略］		(　46)～(　58)　［同左］	
［削る］		(　59)　泉北高速鉄道株式会社	同
(　58)～(　79)　［略］		(　60)～(　81)　［同左］	
2　次に掲げる者が所有する索道に係る搬器		2　次に掲げる者が所有する索道に係る搬器	
所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事	所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(　1)　磐梯リゾート開発株式会社（福島県内の二以上の市町村にわたって使用するものに限る。）	福島県知事	［新設］	
(　2)・(　3)　［略］		(　1)・(　2)　［同左］	
［3　略］		［3　同左］	
二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産		二　総務大臣が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産	
1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両		1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両	
所有者		所有者	
［(　1)～(　48)　略］		［(　1)～(　48)　同左］	
［削る］		(　49)　伊豆急行株式会社（伊豆急行線、伊東線のうち静岡県内の区間のみを走行するものを除く。）	
(　49)～(　59)　［略］		(　50)～(　60)　［同左］	
2　次に掲げる登録記号の航空機		2　次に掲げる登録記号の航空機	
登録記号		登録記号	
［(　1)～(　52)　略］		［(　1)～(　52)　同左］	
(　53)　ＪＡ０７ＷＪ		［新設］	
(　54)～(　66)　［略］		(　53)～(　65)　［同左］	
［削る］		(　66)　ＪＡ０９ＭＣ	
［(　67)・(　68)　略］		［(　67)・(　68)　同左］	
(　69)　ＪＡ０９ＷＪ		［新設］	